

山梨県公報

第千二百九十三号

平成十四年

六月六日

木曜日

目次

告示

道路の区域変更(五件)……………二九七
道路の供用開始……………二九八

公告

指定居宅サービス事業者の指定……………二九八
指定居宅介護支援事業者の指定……………三〇〇
指定介護老人福祉施設の指定……………三〇〇
指定居宅介護支援事業者の廃止……………三〇〇
指定居宅サービス事業者の廃止……………三〇一
落札者等の決定について……………三〇一
大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出(二件)……………三〇二
落札者等の決定について……………三〇二
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三〇三
土地改良区役員の退任及び就任……………三〇三
公安委員会……………三〇三
遊技機の型式の検定……………三〇三

告示

山梨県告示第二百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年六月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年六月六日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府昇仙峡線

三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
		旧	新		
甲府市塩部三丁目一四八〇番の五地先から 甲府市塩部三丁目一四五二番の一八地先ま で		二二・〇	二三・〇	(二二・〇)	一九・六
		二五・九	二七・〇		

山梨県告示第二百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年六月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年六月六日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
		旧	新		
都留市朝日曾雌字落合三三三番の一 địa先か ら 都留市朝日曾雌字瀬戸四四一番の二地先ま で		七・六	一四・〇	(七・六)	二七六・〇
		三五・二	五四・〇		

山梨県告示第二百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年六月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年六月六日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一三号
- 三 道路の区域

区	間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧			
南都留郡道志村字向平二一四六番の三地从先から南都留郡道志村字中丸沢一八五四番の一地先まで	二六・九	一九・一	敷地の幅員 (メートル)	九八・八	延 (メートル)長
	六五・四	五三・一			

山梨県告示第二百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年六月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年六月六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一三号
- 三 道路の区域

区	間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧			
南都留郡道志村字岩瀬七一一番の四地先から南都留郡道志村字岩瀬七〇九六番の四地先まで	七・六	七・六	敷地の幅員 (メートル)	一〇〇・五	延 (メートル)長
	一九・三	一四・五			

山梨県告示第二百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び富士北麓・東部地域振興局都留建設部において、この告示の日から平成十四年六月二十七日まで一般の縦覧に供する。

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 都留道志線
- 三 道路の区域

区	間		旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧			
都留市大野字大津二二〇番の一地先から都留市大野字大津二九三番の一地先まで	九・五	七・七	敷地の幅員 (メートル)	三四〇・〇	延 (メートル)長
	二一・六	九・八			

山梨県告示第二百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年六月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年六月六日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区	間	延 (メートル)長	供用開始の 期日
県道	長坂高根線	北巨摩郡長坂町大字大八田字曲田六六二六番地先から北巨摩郡長坂町大字大八田字曲田四六一四番の一地先まで	三七八・〇	三四〇・〇	平成十四年六月六日

公 告

指定居宅サービス事業者の指定
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により、指定居宅サービス事業者として指定した。
平成十四年六月六日

山梨県知事 天 野 建

名称	所在地	介護保険事業所番号	サービスの種類	指定年月日
りほくケアネットワーク・デイサービスセンター	北巨摩郡双葉町岩森一丁目一〇番地一〇〇	一九七二〇〇〇	通所介護	平成十四年一月八日
株式会社北巨摩第二介護支店	北巨摩郡長坂町沢七二五番地二八	一九七二〇〇〇	訪問介護	平成十四年三月一日
株式会社北巨摩第二介護支店	北巨摩郡長坂町沢七二五番地二八	一九七二〇〇〇	訪問介護	平成十四年三月一日
株式会社北巨摩第二介護支店	北巨摩郡長坂町沢七二五番地二八	一九七二〇〇〇	訪問介護	平成十四年三月一日
訪問介護事業所	甲府市美咲二丁目一六番一七号	一九七〇二〇一	訪問介護	平成十四年三月一日
デイサービスはなみずき	南巨摩郡増穂町青柳町五〇番地	一九七〇七〇〇	通所介護	平成十四年三月十五日
下部町社会福祉協議会訪問介護事業所	西八代郡下部町常葉一〇九番地	一九七〇六〇〇	訪問介護	平成十四年四月一日
訪問看護ステーションのみよし	都留市法能六九番地	一九六一一九〇	訪問介護	平成十四年四月一日
武川村訪問介護事業所	北巨摩郡武川村牧原一三二番地	一九七二〇〇〇	訪問介護	平成十四年四月一日
武川村訪問介護事業所	北巨摩郡武川村牧原一三二番地	一九七二〇〇〇	訪問介護	平成十四年四月一日
まごころ玉穂指定通所介護事業所	中巨摩郡玉穂町若宮五番地一〇一〇	一九七〇八〇〇	通所介護	平成十四年四月一日
若草町デイサービスセンター	中巨摩郡若草町鏡中条一六四二番地二	一九七〇八〇〇	通所介護	平成十四年四月一日
指定通所介護事業所	中巨摩郡若草町鏡中条一六四二番地二	一九七〇八〇〇	通所介護	平成十四年四月一日
笛吹荘デイサービス	東山梨郡牧丘	一九七〇四〇〇	通所介護	平成十四年四月一日

サービスセンター	所在地	番号	サービスの種類	指定年月日
笛吹荘短期入所生活介護事業所	東山梨郡牧丘町室伏二四番地	一九七〇四〇〇	短期入所生活介護	平成十四年四月一日
デイサービスかわ	甲府市上石田四丁目一八番六号	一九七〇一〇一	通所介護	平成十四年四月一日
痴呆性老人グループホームアゼリア	東山梨郡勝沼町菱山四三〇番地	一九五〇四八〇	痴呆対応型共同生活介護	平成十四年四月一日
有限会社エフ・ラインワタ	南都留郡河口湖町船津三一〇番地五	一九七二二〇〇	福祉用具貸与	平成十四年四月一日
合資会社住宅老所ふきのとう	南都留郡鳴沢村八五二九番地三	一九七二二〇〇	通所介護	平成十四年四月一日
デイサービスの花	南都留郡河口湖町船津三一〇番地三	一九七二二〇〇	通所介護	平成十四年四月八日
有限会社あい	東八代郡中道町心経寺四七〇番地一	一九七〇五〇〇	訪問介護	平成十四年四月十五日
ケアステーション	北都留郡上野原二番地	一九七二五〇〇	訪問介護	平成十四年五月十日
デイホーム・上野原	北都留郡上野原二番地	一九七二五〇〇	通所介護	平成十四年五月十日
寿荘デイサービスセンター	富士吉田市中区九番地	一九七二二〇〇	通所介護	平成十四年五月十日
寿荘指定短期入所生活介護事業所	富士吉田市中区九番地	一九七二二〇〇	短期入所生活介護	平成十四年五月十日

指定居宅介護支援事業者の指定
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定居宅
 介護支援事業者として指定した。
 平成十四年六月六日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	指定年月日
株式会社北巨 摩第二介護支 援センター	北巨摩郡長坂 町沢七二五 番地二八	一九七二〇〇〇 二三五	居宅介護支援	平成十四年三月 一日
ケアサービス センター あ おぞら	大月市大月二 丁目二番三 〇号塩谷ビル	一九七二四〇〇 二二〇	居宅介護支援	平成十四年三月 一日
クレイン農業 協同組合ポ ツケの会事務 所	北都留郡上野 原町四方津七 六五番地	一九七二五〇〇 一一七	居宅介護支援	平成十四年三月 一日
下部町社会福 祉協議会居宅 介護支援事業 所	西八代郡下部 町常葉一〇九 三番地	一九七〇六〇〇 二一七	居宅介護支援	平成十四年四月 一日
訪問看護ステ ーションみ よし	都留市法能六 六九番地	一九六一一九〇 〇二二	居宅介護支援	平成十四年四月 一日
豊富村社会福 祉協議会指定 居宅介護事業 所	東八代郡豊富 村大鳥居三七 三八番地一	一九七〇五〇〇 四七四	居宅介護支援	平成十四年四月 一日
中道居宅介護 支援事業所	東八代郡中道 町下向山九一 〇番地	一九七〇五〇〇 四九〇	居宅介護支援	平成十四年四月 一日
居宅介護支援 事業所「廣徳 寺」	東八代郡御坂 町上黒駒六三 五四番地	一九七〇五〇〇 四八二	居宅介護支援	平成十四年四月 一日
南部町在宅介 護支援センタ ー	南巨摩郡南部 町内船八八一 二番地	一九七〇七〇〇 三八九	居宅介護支援	平成十四年四月 一日
山中湖村社会 福祉協議会居	南都留郡山中 湖村平野一四 一	一九七二三〇〇 一一〇	居宅介護支援	平成十四年五月 一日

宅介護支援事 業所	五〇番地	介護相談セン ターにんじん ・上野原 <th>北都留郡上野 原町上野原二 四二番地一 <th>一九七二五〇〇 一四三</th> <th>居宅介護支援</th> <th>平成十四年五月 十日</th> </th>	北都留郡上野 原町上野原二 四二番地一 <th>一九七二五〇〇 一四三</th> <th>居宅介護支援</th> <th>平成十四年五月 十日</th>	一九七二五〇〇 一四三	居宅介護支援	平成十四年五月 十日
寿荘指定居宅 介護支援事業 所	富士吉田市下 吉田田端区画 整理地仮換地 番九街区一 一三三号			一九七二〇〇 二二三	居宅介護支援	平成十四年五月 十日

指定介護老人福祉施設の指定
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第一号の規定により、指
 定介護老人福祉施設として指定した。
 平成十四年六月六日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	指定年月日
特別養護老人 ホーム笛吹荘	東山梨郡牧丘 町室伏二四五 二番地	一九七〇四〇〇 一四七	介護福祉施設サ ービス	平成十四年四月 一日
富士吉田市特 別養護老人ホ ーム寿荘	富士吉田市下 吉田田端区画 整理地仮換地 番九街区一 一三三号	一九七二二〇〇 二二五	介護福祉施設サ ービス	平成十四年五月 十日

指定居宅介護支援事業者の廃止
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、指定居宅介護支
 援事業者から廃止の届出があったので公示する。
 平成十四年六月六日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	廃止年月日
(社) 山梨県	西八代郡上九	一九七〇六〇〇	居宅介護支援	平成十三年十二

看護協会指定 ふじあざみ 居宅介護支援 事業所	一色村古閑一 五八番地	一九一		月三十一日
中道町居宅介 護支援事業所	東八代郡中道 町下向山九一 〇番地	一九七〇五〇〇 〇九四	居宅介護支援	平成十四年三月 三十一日
南部町居宅介 護支援センタ ー	南巨摩郡南部 町内船八八一 二番地	一九七〇七〇〇 一五七	居宅介護支援	平成十四年三月 三十一日

指定居宅サービス事業者の廃止
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から廃止の届出があったので公示する。

平成十四年六月六日

山梨県知事 天 野 建

名 称	所 在 地	介護保険事業所 番 号	サービスの種類	廃止年月日
下部町訪問介 護事業所	西八代郡下部 町常葉一〇九 三番地	一九七〇六〇〇 〇六八	訪問介護	平成十四年三月 三十一日
株式会社八ヶ 岳介護センタ ー	北巨摩郡長坂 町渋沢七二五 番地一	一九七二〇〇〇 一六九	訪問介護	平成十四年二月 二十八日
株式会社八ヶ 岳介護センタ ー	北巨摩郡長坂 町渋沢七二五 番地一	一九七二〇〇〇 一六九	訪問入浴介護	平成十四年二月 二十八日
若草町指定通 所介護事業所	中巨摩郡若草 町鏡中条一六 四二番地二	一九七〇八〇〇 三〇四	通所介護	平成十四年三月 三十一日
武川村通所介 護事業所	北巨摩郡武川 村牧原一三二 二番地	一九七二〇〇〇 〇〇二	通所介護	平成十四年三月 三十一日
武川村訪問介 護事業所	北巨摩郡武川 村牧原一三二 二番地	一九七二〇〇〇 〇〇二	訪問介護	平成十四年三月 三十一日
東邦薬品株式	甲府市德行四	一九七〇一〇〇	福祉用具貸与	平成十四年三月

会社山梨営業 部	丁目一三番三 〇号	三五八		三十一日
勝沼町立勝沼 病院	東山梨郡勝沼 町勝沼九五〇 番地	一九一〇四一〇 三〇五	訪問リハビリテ ーション（みな し）	平成十四年四月 一日

落札者等の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年六月六日

山梨県知事 天 野 建

- 一 随意契約に係る役務の名称及び数量
県有試験研究施設実験廃液処理委託業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県森林環境部大気水質保全課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日
平成十四年四月一日
- 四 随意契約の相手方の氏名及び住所
山梨県機械金属工業団地協同組合 山梨県甲府市落合町八一七番地
- 五 随意契約に係る契約金額
二千八百八十七万五千円
- 六 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第一号に該当

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年十月六日まで縦覧に供する。

平成十四年六月六日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 天 野 建

1 氏名又は名称 株式会社なとり 代表取締役 名取孝雄

2 住所 中巨摩郡榑形町沢登二十九番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 おかじま白根食品館

(二) 所在地 中巨摩郡白根町飯野三千六百八十九番地

2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社さえき 代表取締役 佐伯行彦 有限会社靴のヨダ 代表取締役 依田辰男 有限会社モンセルヴァン 代表取締役 小林誠 コニカライイメーシング株式会社 代表取締役 荒井眞二	東京都国立市西一丁目十一番地六 中巨摩郡白根町飯野三千六百六十九番地五十二 甲府市塩部四丁目十六番十二号 千葉県市川市柏井町三丁目六百二十五番地四

3 変更の年月日

平成十四年三月一日

三 届出年月日

平成十四年三月二十九日

大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年十月六日まで縦覧に供する。

平成十四年六月六日

一 届出者の氏名又は名称及び住所

山梨県知事 天 野 建

1 氏名又は名称 ランドハウス株式会社 代表取締役 依田章

2 住所 南巨摩郡鯉沢町一番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 おかじま田富食品館

(二) 所在地 中巨摩郡田富町大字西花輪字小宮四千四百二十四番地八

2 変更した事項

変更事項	変更後の氏名又は名称	変更後の住所
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所	株式会社さえき 代表取締役 佐伯行彦 有限会社丸長商店 取締役 藤巻孝彦 有限会社アカシア 代表取締役 小池英幸 水川保	東京都国立市西一丁目十一番地六 中巨摩郡昭和町清水新居百九十一番地一 北巨摩郡長坂町長坂上条二千七百七十七番地八十九 甲府市下飯田二丁目十一番十六号

3 変更の年月日

平成十四年三月一日

三 届出年月日

平成十四年三月二十九日

落札者等の決定について
次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成十四年六月六日

山梨県知事 天 野 建

一 随意契約に係る借入物品等の名称及び数量

山梨県農業農村整備事業新積算システム用機器 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県農政部耕地課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日
平成十四年四月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

五 エヌイーシーリース株式会社 東京都立川市錦町一丁目八番七号
随意契約に係る契約金額
三千三百十三万六千七百四十円

六 契約の相手方を決定した手続
随意契約

七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令
第三百七十二号）第十条第一項第二号に該当

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
平成十四年六月六日

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
山梨県知事 天 野 建

中巨摩郡竜王町名取字上阿原八七の一、八七の二、八七の四及び八七の五

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類 位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり

（次の図）は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び竜王
町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡竜王町富竹新田九百八十三番地 石川秀徳

土地改良区役員の退任及び就任
土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、竜王
町土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。
平成十四年六月六日

一 退 任
山梨県知事 天 野 建

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
-----	-----	-----	-----------

理事 大八木小太郎 中巨摩郡竜王町富竹新田五八五番 平成十四年三月三十一日

二 就 任

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理 事	山本 正文	甲府市国母八丁目一番二九号	平成十四年四月一日

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）
第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊
技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第
四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の
規定により公示する。
なお、検定の有効期間は、平成十七年六月五日までとする。
平成十四年六月六日

山梨県公安委員会
委員長 古 屋 忠 彦

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式	製造者又は輸入者名	検定番号
株式会社アリストクライト テクノジーズ 代表取締役 加茂隆曹 東京都千代田区東神田二丁目 五番一―二号	遊技機の種類 及び区分 回胴式遊技機 規則第六條第 二號（別表第 五）	サンユウ シノノウ	株式会社 アリスト クライト テクノロ ジーズ	一四〇七〇四
株式会社エース電研 代表取 締役 武本孝俊 東京都台東区東上野三丁目一 二番九号	ぱちんこ遊技 機規則第六條第 一號口（別表 第三） 動役物 三種特別電	CRむし 虫ランド 炸裂編	株式会 社エー ス電 研	二二〇一七四

<p>株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一號口(別表 第三)第三 種特別電 動役物</p>	<p>キングホ I助V</p>	<p>株式会社 平和</p>	<p>二二〇一九〇</p>
<p>京楽産業株式会社 代表取締 役 榎本宏 愛知県名古屋市中川区尾頭橋 三丁目二〇番八号</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一號イ(別表 第二)第一 種特別電 動役物</p>	<p>CRピー マンZ2</p>	<p>京楽産業 株式会社</p>	<p>二〇〇三三〇</p>
<p>奥村遊機株式会社 代表取締 役 上野栄作 愛知県名古屋市中区鶴舞二 丁目二番一八号</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一號イ(別表 第二)第一 種特別電 動役物</p>	<p>CRミッ クス獣ッ</p>	<p>奥村遊機 株式会社</p>	<p>二〇〇一六九</p>
<p>奥村遊機株式会社 代表取締 役 上野栄作 愛知県名古屋市中区鶴舞二 丁目二番一八号</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一號イ(別表 第二)第一 種特別電 動役物</p>	<p>CRミッ クス獣ッ</p>	<p>奥村遊機 株式会社</p>	<p>二〇〇二二二</p>
<p>株式会社サンセイアルアン ドテイ 代表取締役 杉島紀 志男 愛知県名古屋市中区丸の内二 丁目一一番一三三号</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一號イ(別表 第二)第一 種特別電 動役物</p>	<p>CR RAOH V! RAAIM</p>	<p>株式会社 サンセイアル アンドテイ</p>	<p>二〇〇二三五</p>
<p>テクノコーシン株式会社 代 表取締役 河田節子 東京都台東区台東三丁目六番 一三三三号</p>	<p>回転式遊技機 規則第六条第 二號(別表第 五)</p>	<p>デザート サイントラ</p>	<p>テクノコ ーシン株 式会社</p>	<p>二四〇一六六</p>
<p>株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一號イ(別表 第二)第一 種特別電 動役物</p>	<p>CRファイ バーシヤ ンGP</p>	<p>株式會社 三共</p>	<p>二〇〇三三三</p>

<p>株式会社ダイドー 代表取締 役 寶田久治 東京都渋谷区東二丁目三番 三三三三号</p>	<p>ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一號イ(別表 第二)第一 種特別電 動役物</p>	<p>CRファイ バーシヤ ンGP</p>	<p>株式会社 ダイドー</p>	<p>二〇〇二二五</p>
--	--	-------------------------------	----------------------	---------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所 (株)サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番